

一般、取引業者の皆様へ

〈不正な行為に関する告発・相談窓口〉

不正な行為に係る通報先は下記のとおりです。

学外連携ボランティア推進室（電話 0479-30-4581）

庶務部（電話 0479-30-4500）

企画室（電話 0479-30-4517）

取引業者の皆様へ

- ・不正な取引に関与した場合は、取引停止等の処分となります。
- ・取引実績等により以下内容の誓約書を提出していただきます。
 - （ア）本機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - （イ）内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出に協力すること
 - （ウ）不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - （エ）本学構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること